

特に千葉県に未曾有の停電をもたらした台風15号来襲間の奇跡的な一日であった。

参加者は旧軍関係者7名、陸自OB18名、賛助会員5名の30名で、旧軍関係者の急速な減少が目立った。

第1部の総会は国民儀礼の後、会長の次のような挨拶で始まった。北朝鮮は米国との優位な終戦協定交渉を意識してICBMは凍結しても、核とICBM以外の弾道ミサイルの開発に余念がない。ミサイルの命中率は約30%であり、70%前後はどこに落下するか分からない。間違つて日本に落下すれば、不意襲撃でミサイル防衛は至難である。鳩山一郎内閣が「自衛権を持つ以上、座して死を待つのが憲法の趣旨ではない」との見解を示しており、第一撃の攻撃を受けた後やミサイルへの燃料注入開始など日本攻撃に「着手した」と判断した段階で敵基地攻撃は可能である。また憲法違反という学者もいる自衛隊では、確固たる意志の下での反撃など出来そうもない。自衛隊の防衛力強化と有効活用のため、憲法改正に国民が目覚めることが大切だ。

続いて実行委員長（深山明敏 陸自57）による会務報告、会計担当（熊谷猛同）による会計報告があり、異議なく総会は終了した。

令和元年多摩借行会の実施

9月7日、多摩借行会（会長・森繁弘陸士60）は、令和初の総会等行事を小平学校（学校長兼駐屯地司令・檀上正樹陸将補）の協力を得て小平駐屯地で行った。前日に台風13号が過ぎ、翌日から関東、

第2部は学校長による「陸上自衛隊の法務態勢の現状と小平学校の取組み」と

題した講話で大要次の通り。

法務とは部隊が①任務遂行するため、法令の枠組みや制約・対策を明らかにして作戦に寄与すること、②部隊行動に伴い発生する訴訟・損害賠償等の法的問題を処理することである。法務幕僚は適法性に軸足を置いて一般幕僚を援助し、指揮官を補佐する。その他にも不服申し立てへの対応や借金・離婚・相続等の法律相談など、業務は広く、専門性が高い。陸幕や各司令部の法務官、学校等の教官、法務研究の研究員など、法務隊員は約200名の小さな専門家集団であるが、陸幕長をはじめ各級指揮官を直接補佐する重要ポスト。因みに米陸軍では約1万の法務組織で、将校は法曹資格をもつプロの法律家。

法務と防衛法制・自衛隊の行動を概観すると、湾岸戦争で人的貢献の重要性を認識した日本は、翌1992年に国際平和協力法（PKO法）を成立させ、カンボジアに自衛隊を派遣した。能登半島沖不審船事案での海上警備行動発令（1999年）で武装工作員等への対処などの必要性が高まり、治安出動時には正当防衛や緊急避難の要件を満たさないでも武器使用ができることや、武器を携行して情報収集ができるように自衛隊法が改正される。

2001年には米国同時多発テロがあり、武力攻撃事態対処法や国民保護法

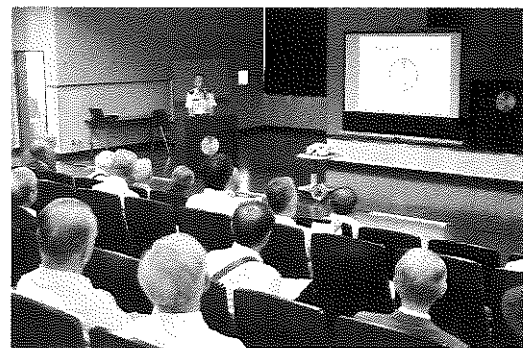
など対処関連法を成立させる。2013年にはアルジェリアに於ける邦人拘束があり、また中国の海洋進出、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発などの脅威増大で、2015年に集団的自衛権の一部行使を可能とする平和安全法制が成立した。

指揮中核などがサイバー攻撃を受けた場合に防衛出動が可能か、無人兵器（LAWSON:人間が関与しない完全自律兵器）の責任の所在や倫理問題などが新たな脅威として浮上し、国際会議等でルール作りへ向かっている。作戦運用に関する法務の重要性は一段と高まり平成28年には幹部法務運用課程を開始し、同30年3月には法務教育部が新編された。新たな分野においても指揮官を適切に補佐し得る人材を育成し、国際人道法の分野でも主体的に情報発信しうる存在となるよう励みたい（なお、本文記載中にサウジアラビアの石油施設が無人機攻撃を受け大量破壊される事案が現出した）。

第3部の懇親会は同駐屯地の隊員クラブ「清武林」で、隊員の「お・も・て・な」を受けた。懇親会には学校長をはじめ、副校長、総務部長、法務教育部長を来賓に迎え、会長の法務に關した経験談、続いて来賓代表（学校長）挨拶の後、最年長の有賀亮（陸士59）会員の乾杯で歓談に入った。

過去の勇士たちは料理に舌鼓を打ちな

から歓談。連絡事項がありマイクを握つ



て「あの〜」と注意喚起するも、話し声が止む気配なしは加齢がもたらす難聴ゆえか。軍歌・隊歌演習では「血潮と交えし」「空の神兵」「この国は」などを一気に歌う。高田四郎（陸自67）会員が、古稀の手習いの舞踊を披露。最後に講話・浪曲何でもござれの会長に耳打ちすると、扇子を懐から取出して織田信長ら戦国武将の講話披露。歓談の2時間は瞬く間に過ぎ、最若年の菊原弘行（陸自79）会員による万歳三唱で終了した。（文責：陸自62 森清勇）

